

V 処 遇 （ 老人福祉施設 ）

【文書指摘：C、口頭指導：B、その他（助言）：A】

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
設備	○	○	○	目的に沿った仕様になっているか。【目視】	養護基準第3条、第4条、第11条 特養基準第4条、第11条、第35条、第55条、第61条 軽費基準第3条、第4条、第10条 老人福祉施設指導監査指針	実地、関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・事前提出資料 ・平面図	施設内の各設備は原則としてその施設の専用とすること。  同上 (専用にしていない設備があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	C  B
				○	○	【養護・特養】 施設設備等について、届出がなされずに変更されている箇所はないか。	老福法第15条の2 老福法施行規則第4条	実地、聞き取りにより無届の設備用途の変更等の有無を確認 【施設設備等】 ① 施設の名称及び所在地 ② 建物の規模及び構造並びに設備の概要 ③ 施設の運営の方針
			○	【軽費】 施設設備等の変更について、1か月以内に届出がなされているか。(第一種社会福祉事業)	社福法第63条	実地、聞き取りにより無届の設備用途の変更等の有無を確認。 【施設設備等】 ① 施設の名称及び種類 ② 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況 ③ 条例、定款その他の基本約款 ④ 建物その他の設備の規模及び構造 ⑤ 事業開始の予定年月日 ⑥ 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴 ⑦ 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法	施設設備等を変更した場合は、1か月以内に届出を行うこと。  同上 (変更していた箇所が、最低基準に定めのある設備ではなかった場合)	C  B
非常災害対策 【重点監査項目】	○	○	○	非常災害に関する具体的な計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画)を立てているか。	養護基準第8条 養護施行通知第1-7-(1) 特養基準第8条 特養施行通知第1-7-(1) 軽費基準第8条 軽費施行通知第1-7-(1) H28年老総発0909第1号 老人福祉施設指導監査指針	関係書類、聞き取りにより状況を確認 【参考関係書類】 ・非常災害時対応マニュアル(対応計画) ・運営規程 ・避難訓練の記録 ・通報、連絡体制 ・消防署への届出 ・消防用設備点検の記録	非常災害に関する具体的な計画(消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等に対処する計画)を立てること。 (計画が全く策定されていない場合または施設が土砂災害警戒区域等に指定されているにもかかわらず、消防計画のほかに風水害に係る計画を策定していない場合)  同上 (土砂災害警戒区域等に指定されていないが、消防計画のほかに非常災害に係る計画を策定していない場合または土砂災害警戒区域等に指定されており、風水害に係る計画が策定されているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	C  B

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	○	○	○	非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知しているか。		関係書類、聞き取りにより状況を確認	非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に職員に周知すること。 (連絡体制を整備していない場合)	C
							同上 (連絡体制を整備しているが、周知が不十分である場合)	B
	○	○	○	消火、避難訓練(風水害を想定したものを含む)を実施しているか。	養護基準第8条 特養基準第8条 軽費基準第8条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取りにより状況を確認 【参考関係書類】 ・避難訓練の記録	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。 (避難訓練を行っていない場合)	C
							同上 (土砂災害警戒区域等に指定されており、避難訓練を実施しているが、風水害を想定した避難訓練を行っていない等内容が不十分である場合)	B
	○	○	○	平常時から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制が整備されているか。	養護基準第8条 養護施行通知第1-7-(1) 特養基準第8条 特養施行通知第1-7-(1) 軽費基準第8条 軽費施行通知第1-7-(1)	関係書類、聞き取りにより状況を確認	平常時から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を整備すること。 (理由もなく体制が整備されていない場合)	B
							同上 (体制が整備されていないが、整備について検討がなされており、やむを得ない事由が認められる場合)	A
	○	○	○	非常食等、非常災害時に活用できる物資(3日分程度の食料・飲料水)が備蓄されているか。	広島市地域防災計画 (震災対策編)第2章 第14節第8 養護老人ホーム設 備等基準条例第2,3 条 軽費老人ホーム設 備等基準条例第2 条	関係書類、聞き取りにより状況を確認	非常食等、非常災害時に活用できる物資を備蓄すること。 (理由もなく非常食が全く備蓄されていない場合)	C
							同上 (非常食が備蓄されているが、保存の期限が切れている等、備蓄しているとは認められない場合)	B
							同上 (非常食が備蓄されているが、施設定員数に比して明らかに備蓄量が不足している等、備蓄が不十分である場合)	A
記録	○	○		【養護・特養】 処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか。	養護基準第9条 特養基準第9条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート	処遇に関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載すること。	C
							同上 (具体的なサービスの内容が記載されていない事例がある場合)	B

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分						
			○	【軽費】 提供するサービスに関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容が記載されているか。	軽費基準第9条		提供するサービスに関する計画にある目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載すること。	C						
							同上 (具体的なサービスの内容が記載されていない事例がある場合)	B						
				○ ○ ○	○ ○ ○		○	日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録しているか。	養護基準第9条 特養基準第9条 軽費基準第9条 老人福祉施設指導 監査指針	日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等を記録すること。	C			
										同上 (日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等が記録されていない事例がある場合)	B			
										同上 (日々のサービスについて、具体的な内容や入所者の心身の状況等が記録されていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	A			
入退所			○ ○ ○	入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	養護基準第14条 特養基準第13条 軽費基準第14条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録	入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に全く努めていない場合)	C						
							同上 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているが、一部のみ把握している等、把握が不十分な事例がある場合)	B						
							同上 (入所者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握が不十分な事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	A						
							○ ○	○ ○	○	【養護・特養】 入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討しているか。	養護基準第14条 特養基準第13条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・アセスメントシート ・モニタリングシート ・施設サービス計画 ・入所検討委員会会議録	入所者が居宅において日常生活を営むことができるか、多職種(生活相談員、介護職員、看護職員等)で定期的に協議・検討を実施すること。 (多職種による定期的な協議・検討が全く行われていない場合)	C
													同上 (多職種による定期的な協議・検討が一部行われていない事例がある、または定期的な協議・検討が行われているが時期及び検討方法が不十分である(多職種で検討されていない場合も含む。)等適切に協議・検討していないと認められる場合)	B

主眼項目 項目	養 特 軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分								
処遇に関する計画	○	○	【養護・特養】 入所者の心身の状況、希望等を踏まえて処遇に関する計画が立てられているか。	養護基準第15条 特養基準第14条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・処遇に関する(施設サービス)計画 (入所者又は家族の署名、捺印若しくは電 磁的記録により同意があったことがわかるも の) ・サービス提供記録 ・処遇に関する記録	処遇計画は、入所者の心身の状況、希望等を踏まえて 策定すること。	C							
						同上 (入所者の心身の状況、希望等に基づかず策定してい る事例がある場合)	B							
						同上 (入所者の心身の状況、希望等に基づかず策定してい る事例があるがやむを得ない事情があると認められる 場合)	A							
	○	○				【養護・特養】 処遇に関する計画を本人や家族に説明し、同 意を得ているか。	同上	同上	処遇に関する計画について本人や家族に説明し、同意 を得ること。 (処遇に関する計画について本人や家族に説明が全く 行われていない場合)	C				
									同上 (処遇に関する計画について本人や家族に説明を行っ ていない、または同意を得ていない事例がある場合)	B				
									同上 (処遇に関する計画について本人や家族に説明してい ない、または同意を得ていない事例があるが、やむを 得ない事情があると認められる場合)	A				
	○	○							【養護・特養】 達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画 が立てられているか。	同上	同上	達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画を策定す ること。	C	
												同上 (達成状況に基づき、新たな処遇に関する計画が策定 されていない事例がある場合)	B	
	処遇方針 (身体拘束) 【重点監査項目】	○										○	○	生命又は身体を保護するため、緊急やむを得 ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動 を制限する行為を行っていないか。
同上 (一部緊急やむを得ない場合と認められない場合にも 身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っ ている場合)			B											

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	○	○	○	身体的拘束等の適正化のための指針を作成しているか。	養護基準第16条 特養基準第15条、 第36条 軽費基準第17条 H13年老発第155号 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・身体的拘束廃止に関する(適正化のため) の指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・(身体拘束がある場合)入所者の記録、家 族への確認書	身体的拘束等の適正化のための指針を作成すること。	C
				同上 (指針を作成しているが、項目の不足等内容が不十分 である場合)			B	
	○	○	○	やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等 に確認しているか。			やむを得ず身体拘束をしている場合、家族等に確認す ること。 (身体拘束を行うことについて、家族等の確認を全く得 ていない場合)	C
				同上 (身体拘束を行うことについて、家族等の確認を得てい ない事例がある場合)			B	
	○	○	○	身体的拘束等の適正化のための対策を検討す る委員会を3月に1回以上は開催しているか。 また、その結果を職員へ周知徹底しているか。	養護基準第16条 特養基準第15条 軽費基準第17条	関係書類、聞き取りにより状況を確認	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3か月に1回以上開催すること。また、その結果を 職員に周知すること。(身体的拘束等の適正化のため の対策を検討する委員会を設置していない場合)	C
				同上 (身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委 員会を設置しているが、3か月に1回以上開催してい ない場合(開催されているが、所定の委員が出席してい ない等適切に開催しているとは認められない場合を含 む。)又は結果を職員に周知していない場合)			B	
	○	○	○	身体的拘束等の適正化のための職員研修を 行っているか。  研修は年2回以上、また新規採用時にも実施し ているか。	養護基準第16条 特養基準第15条 軽費基準第17条  養護施行通知第5- 3-(6) 特養施行通知第4- 3-(5) 軽費施行通知第5- 4-(5)	関係書類、聞き取りにより状況を確認 【参考関係書類】 ・研修記録	身体的拘束等の適正化のための職員研修を行うこと。 (全く実施していない場合)	C
				同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われ ていない等実施状況が不十分である場合)			B	
	○	○	○	緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入 所者の行動を制限する行為を行う場合の要件等 に関する事項を運営規程で定めているか。	養護老人ホーム設 備等基準条例第2.3 条 軽費老人ホーム設 備等基準条例第2 条	運営規定により確認	緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の 行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項 を運営規程で定めること。	C
				同上 (緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他入所者の 行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項 を定めているが、運営規定に記載していない場合。)			B	

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
介護 (入浴関係)	○	○	○	【養護・特養】 入浴回数は適正か(1週間に2回以上)。	養護基準第18条 特養基準第16条、 第37条、第57条、第 62条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類により確認 【参考関係書類】 ・サービス提供記録 ・業務日誌	入所者の入浴等は適切に行うこと。	C
				同上 (体調不良等により入浴が困難な者について清拭の実 施を検討していない、または代替日を設けていない等 実施状況が不十分な場合)	B			
				同上 (実施されているが、入浴記録の記入漏れがある場合)	A			
			○	【軽費】 2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する 等適切な方法により、入所者の清潔の保持に努 めているか。	軽費基準第19条	関係書類により確認	入所者の清潔の保持に努めること。 (適切な方法が全く実施されていない場合)	C
				同上 (入浴の機会を提供しているが、2日に1回未満である 等実施状況が不十分である場合)	B			
介護 (褥瘡対策)	○	○	○	【特養】 褥瘡予防のための方策は、確立されているか。 また、関係職員に周知徹底されているか(おむ つ交換、体位変換、栄養量の確保、入浴、エア ーマットの活用など)。	特養基準第16条 特養施行通知第4- 4 老人福祉施設指導 監査指針	聞き取り、関係書類により確認 【参考関係書類】 ・入所時の健康診断結果 ・処遇日誌 ・ケース記録	褥瘡予防のための方策を確立し、関係職員に周知徹 底すること。 (指針が未策定等、方策が全く策定されていない場合)	C
				同上 (指針等の方策が策定されているが、書面化されてい ない等、関係職員への周知が不十分である場合)	B			
				同上 (指針等の方策が策定されているが、項目の不足等、 内容が不十分である場合)	A			
入所者の入院期 間中の取扱い	○	○	○	【特養】 施設の入所者について、病院又は診療所に入 院する必要が生じた場合であって、入院後概ね 3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれるときは、 必要に応じて適切な便宜を供与しているか。	特養基準第22条 老人福祉施設指導 監査指針	聞き取りにより確認	入院の必要が生じた入所者について、入院後概ね3ヶ 月以内の退院が明らかに見込まれるときは、適切な便 宜を供与すること。 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜が全く図られ ていない場合)	C
				同上 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜の供与が不 十分な事例がある場合)	B			
				同上 (入院の必要が生じた入所者に係る便宜の供与が不 十分な事例があるが、やむを得ない事情があると認めら れる場合)	A			

主眼項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
緊急時における対応方法		○		【特養】 緊急時等における対応方法(入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師との連携方法その他の緊急時等における対応など)を定めているか。 また、緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとっているか。	特養基準第7条 特養基準第22条の2 特養施行通知第4-9 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、運営規程、聞き取りにより確認 【参考関係書類】 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録	緊急時等における対応方法を定めること。また、緊急事態が発生した場合、速やかに配置医師と連携をとること。 (緊急時等における対応方法を定めていない、または緊急事態が発生した場合に配置医師と連携が全くとれていない場合)	C
							同上 (緊急時等における対応方法を定めているが、内容が不十分である場合、または緊急事態が発生した場合の配置医師との連携が不十分である場合)	B
							同上 (緊急時等における対応方法は定められているが、緊急事態が発生した場合に配置医師との連携がとれていない事例があるなど、実施が不十分であると認められる場合)	A
勤務体制の確保等		○		【特養】 サービス提供は施設の職員によって行われているか。 入所者の処遇に直接影響する業務を委託していないか。	特養基準第24条、第40条 老人福祉施設指導監査指針	実地、聞き取りにより確認 【参考関係書類】 ・雇用の形態がわかる文章 ・研修計画、実施記録 ・方針、相談記録	サービス提供は施設の職員が行うこと。 (サービス提供が施設の職員によって行われていない場合)	C
							同上 (サービス提供が施設の職員によって行われていない事例があるが、やむを得ない事情があると認められる場合)	B
							○ ○ ○	性的言動、優越的な関係を背景とした言動による就業環境が害されることの防止に向けた方針の明確化等の措置を講じているか。
衛生管理等	○	○	○	必要に応じて衛生管理について、保健所の助言、指導を求め、密接な連携を保っているか。	養護基準第24条 特養基準第26条 軽費基準第26条 老人福祉施設指導監査指針	事前提出資料、関係資料、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会名簿、委員会の記録 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施記録	必要に応じて保健所の助言、指導を求める等密接な連携を図ること。 (衛生管理について、保健所との連携が全く図られていない場合)	C
							同上 (連携が図られているが、連携が不十分であると認められる場合)	B
							○ ○ ○	感染症対策の指針を作成しているか。
							同上 (指針を作成しているが、項目の不足等内容が不十分である場合)	B

主眼項目 項目	養 特 軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	○ ○ ○	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回開催しているか。 また、その結果を職員へ周知徹底しているか。			感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3ヶ月に1回開催すること。また、その結果を職員に周知すること。(感染症対策委員会を設置していない場合)	C
		職員や入所者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認しているか。 また、感染症の発生が疑われる際には対処手順に従い対応しているか。			職員や入所者の日々の感染罹患状況や健康状態を確認すること。また、感染症の発生が疑われる際には、対処手順に従い対応すること。	C
		感染症対策に関する職員研修を行っているか。  研修は年2回以上、また新規採用時にも実施しているか。			関係書類、聞き取りにより状況を確認	感染症対策に関する職員研修を行うこと。(全く実施していない場合)
苦情処理	○ ○ ○	苦情を受け付けるための窓口を設置するなど、苦情解決に適切に対応しているか。	養護基準第9条、第27条 特養基準第9条、第29条 軽費基準第9条、第31条 老人福祉施設指導監査指針 H12年老発第514号	聞き取り、苦情記録等により確認 ①苦情解決の取り組み状況 ②規程の制定状況 ③苦情解決責任者の選任(施設長、理事長等) ④苦情受付担当者の選任(職員) ⑤第三者委員の選任(複数、評議員(理事除く)監事、民生委員など) ⑥利用者への周知(施設掲示、パンフレット配布等) ⑦苦情受付及び報告(苦情解決責任者、第三者委員) ⑧苦情解決へ向けての話し合い ⑨苦情解決の記録、報告、保管 ⑩解決結果の公表(事業報告書、広報誌等) ⑪苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組の実施	感染症対策に関する職員研修を行うこと。(全く実施していない場合)	C
				同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等実施状況が不十分である場合)	B	
				同上 (対応しているが、連携不足等、対応が不十分な事例がある場合)	B	



主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
事故発生の防止 及び発生時の対応	○	○	○	事故発生の防止のための指針を作成しているか。	養護基準第29条 特養基準第31条 軽費基準第33条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・事故発生防止のための指針 ・事故対応マニュアル ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・事故発生防止のための委員会議事録 ・研修の記録 ・担当者を設置したことが分かる文書	事故発生の防止のための指針を作成すること。	C
							同上 (指針を作成しているが、項目の不足等、内容が不十分である場合)	B
	○	○	○	市町村、家族等に報告しているか。			事故が発生した場合、速やかに市町村、家族等に報告すること。	C
							同上 (市町村、家族等に報告しているが、市への報告漏れ等不十分な事例がある場合)	B
	○	○	○	事故状況、対応経過が記録されているか。			事故が発生した場合、事故状況及び対応経過を記録すること。	C
				同上 (記録されているが、記録漏れ等不十分な事例がある場合)	B			
	○	○	○	損害賠償すべき事故が発生した場合に、速やかに賠償を行うための対策を講じているか。		損害賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行うための対策を講じること。	C	
					同上 (損害賠償を行っていない事例があるが、事案が係争中である等やむを得ないと認められる場合)	B		
	○	○	○	再発防止のための取組を行っているか。		再発防止のための取組を実施すること。	C	
					同上 (再発防止のための取組の検討がされているが、実施が不十分である場合)	B		
事故発生の防止 及び発生時の対応(続き)	○	○	○	事故発生の防止のための委員会を定期的に関催しているか。 また、その結果を職員へ周知徹底しているか。	養護基準第29条 特養基準第31条 軽費基準第33条 老人福祉施設指導 監査指針	関係書類、聞き取り等により確認 【参考関係書類】 ・事故発生防止のための指針 ・事故対応マニュアル ・市町村、家族等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録 ・事故発生防止のための委員会議事録 ・研修の記録 ・担当者を設置したことが分かる文書	事故発生のための検討委員会を定期的に関催し、その結果を職員へ周知すること。 (事故発生の防止のための検討委員会を設置されていない場合。)	C
							同上 (事故発生の防止のための検討委員会は設置されているが、定期的に関催されていない場合(開催されているが、所定の委員が出席していない等適切に関催しているとは認められない場合を含む。)または職員への周知がされていない場合)	B
	○	○	○	事故発生の防止に関する職員研修を行っているか。  研修は年2回以上、また新規採用時にも実施しているか。	養護基準第29条 特養基準第31条 軽費基準第33条  養護施行通知第5-16-(4) 特養施行通知第4-19-(4) 軽費施行通知第5-18-(4)	関係書類、聞き取りにより状況を確認  処遇9	事故発生の防止に関する職員研修を行うこと。(全く実施していない場合)	C
				同上 (研修を実施しているが、新規採用時の研修が行われていない等、実施状況が不十分である場合)			B	

主眼項目 項目	養	特	軽	着 眼 点	根拠法令等	点検手続等	主な指導事項	指導区分
	○	○	○	上記の措置を適切に実施するための担当者を設置しているか。	養護基準第29条 特養基準第31条 軽費基準第33条		担当者を設置し、事故発生防止のための措置を適切に講じること。 ----- 同上 (担当者は設置されているが、事故発生防止への取組が不十分である場合)	C ----- B
高齢者虐待 防止への取組 【重点監査項目】	○	○	○	虐待の防止等のため、その責任者を設置し、運営規程に入所者の虐待の防止のための措置に関する事項を定めるとともに、施設職員に対する研修を実施する等、施設入所者に対する高齢者虐待の防止等のための措置を講じているか。	高齢者虐待防止法 第20条 養護老人ホーム設 備等基準条例第2,3 条 軽費老人ホーム設 備等基準条例第2 条	研修記録等により確認	虐待の防止等のため、その責任者を設置し、運営規程に入所者の虐待の防止のための措置に関する事項を定めるとともに、施設職員に対する研修を実施する等、施設入所者に対する高齢者虐待防止等のための措置を講ずること。 (虐待事例が生じているにもかかわらず、虐待の防止等のための措置が全く講じられていない場合) ----- 同上 (虐待事例はないが、研修が実施されていない等、虐待の防止等のための措置が講じられていない場合) ----- 同上 (研修は実施されているが、幅広い職種の職員が参加していない等、虐待の防止等のための措置が不十分である場合)	C ----- B ----- A
高齢者虐待 防止への取組 【重点監査項目】	○	○	○	施設職員による虐待を受けた者、虐待を受けたと思われる者を発見した際は、市町村に対しこれを速やかに通報しているか。また、通報を行った者に対し不利益な取扱をしていないか。  以上の旨を職員に対し周知しているか。	高齢者虐待防止法 第21条	関係書類、聞き取りにより確認	施設職員による虐待を受けた者、虐待を受けたと思われる者を発見した際に市町村に対しこれを速やかに通報すること。また、施設職員による虐待を受けた者、虐待を受けたと思われる者を発見した際の対応等について職員に周知するとともに、通報を行った者に対し不利益な取扱いをしないこと。 (施設職員による虐待を受けた者(と思われる者)を発見した際に市町村に対しこれを速やかに通報していない、または通報を行った職員に不利益な取扱いをしている場合) ----- 同上 (施設職員による虐待を受けた者(と思われる者)を発見した際の対応等の周知が不十分な場合)	C ----- B
利用料			○	【軽費】 1人1箇月当たりの利用料は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」等に基づき、都道府県知事が定める額等以下であること。	軽費基準第16条 軽費施行通知第5- 3、第7-4 H20年老発第 0530003号	関係書類、聞き取りにより確認	利用料は適切に算定すること。 (収入及び必要経費の認定が不適切で、利用料の額に変更になる事例がある場合) ----- 同上 (利用料の額に変更はないが、収入及び必要経費の認定が不適切な事例がある場合)	C ----- B
代行手続	○	○	○	入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理を適切に行うために必要な事項に関する規定を定めているか。	養護老人ホーム設 備等基準条例第2,3 条 軽費老人ホーム設 備等基準条例第2 条	関係書類、聞き取りにより確認	入所者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を入所者に代わって行う場合は、その管理を適切に行うために必要な事項に関する規定を定めること。	C